

子ども手当が4月から始まりました

# 中学校を卒業するまでのにおひさん

一人あたり  
13,000円/月 支給

子ども手当は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で応援する制度です。中学校修了までの子ども1人あたり月額13,000円を年3回(6・10・2月)、子どもを養育する人に支給します。

## ●申請が必要な人

- ・平成22年度において中学生、3年生を養育する人
- ・所得制限等で現在児童手当を受給していない人
- ※申請が必要になるとと思われる世帯には案内文を送付しています。

## ●申請受付場所

いじめ部支援課、両支所くらし課

## ●申請に必要なもの

- 印鑑(朱肉を使うもの)
- 受給者の年金加入証明書または保険証写しのいずれか  
(国民年金の方は不要)
- 受給者の通帳等口座のわかるもの
- 児童と別居している場合は別居している児童の属する世帯全員の住民票

## ●5月17日までに申請を

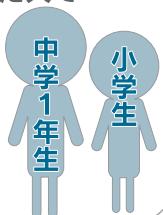
子ども手当の最初の支払いは6月です。6月に支給を受けるためには、5月17日(月)までに申請してください。また、子ども手当を満額受給するためには、平成22年9月30日(木)までに申請が必要ですので注意ください。平成22年10月以降に申請をされた場合は、申請月の翌月分からの支給になります。

申請は  
お早めに!  
**9月30日**を過ぎますと翌月分からの支給になりますのでお早めにお手続きください。

- ◎注意事項
- ・公務員の場合は、勤務先から支給されます。勤務先で申請していください。
  - ・平成22年度は、原則として児童手当は支給されません。ただし、6月に限り、平成21年度分の児童手当(平成22年の1ヶ月及び3ヶ月分)が支給されます。

平成22年4月現在

児童手当を受給されていた人で



申請は  
**不要**  
です

児童手当を受給されていた人で



申請が  
**必要**  
です

児童手当を受給されていない人で



申請が  
**必要**  
です

申請の際は、  
お忘れ物がないよう  
お願いします。

問 いじめ部 支援課  
電話 (23)9216

担当:江口

# 子ども手当の申請受付中

